

「茨城県特定金属類取扱業に関する条例」の概要

茨城県特定金属類取扱業に関する条例【令和6年茨城県条例第70号】 令和7年4月1日施行

(1) 目的

盗難等に遭った特定金属類の流通防止及び速やかな発見のため、特定金属類取扱業に係る業務について必要な規制を行い、もって特定金属類に係る窃盗等の犯罪の防止及びその被害の迅速な回復に資することを目的とします。

(2) 規制対象物（特定金属類）となり得る品目

★古物を除くアルミニウム、鉄、銅及びこれらの合金・製品、自動車排出ガスを浄化するための装置（触媒）



★古物を除くアルミニウム、鉄、銅又はこれらの合金を回収することができる製品



(3) 許可の基準

許可の取消しの日から5年を経過していない者、破産者、暴力団員等は、許可を受けることはできません。

(4) 取引時における本人確認規定等

特定金属類取扱業者に対し、次の事項を義務付けます。

- ア 特定金属類の取引の相手方の身分証明書等による本人確認
- イ 相手方の本人確認時に提示を受けた身分証明書の写し等の保存 **【新設】**
- ウ 特定金属類の取引記録の作成、保存

★本人確認

本人確認の方法及び本人確認書類

◆買受け時に実施する本人確認方法、書類を規定しています。

① 自然人の場合（例示）

- ・写真付き本人確認書類の提示を受ける。 **【対面】**
- ・特定金属類取扱業者が提供するソフトウェアを使用して①本人確認用画像情報（容姿の写真）②ICチップ付き本人確認書類を読み取った個人情報の送信を受ける。 **【非対面】** 等

② 法人の場合（例示）

- ・法人の代表者等から本人確認書類（登記事項証明書等）の提示を受ける。（取引担当者からも本人確認書類の提示を受ける。） **【対面】**
- ・法人の電子署名が行われた契約関係の情報及び当該電子署名に係る電子証明書の送信を受ける。（取引担当者の本人確認書類についても送付等を受ける。） **【非対面】** 等

本人確認の方法



本人確認書類



- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・在留カード 等

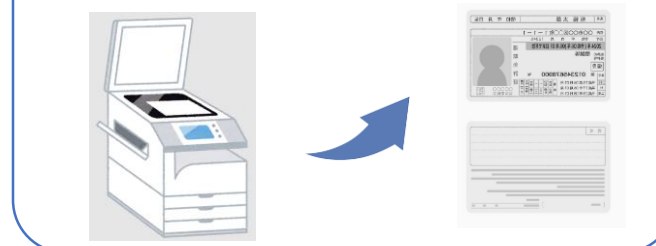
◆本人確認の義務を免除する特定金属類

一度に買受けする特定金属類の金額の総額が200円未満の場合は、本人確認義務が免除されます。

◆本人確認記録の作成及び保存方法

買受け時の本人確認の方法に応じて、身分証明書の写し等を保存することを規定しています。

対面取引の場合（一例）



- ・コピー機等で写しを作成して保存
- ・スキャナー等で電子データを作成して保存 等

(5) 特定金属類取扱業に係る許可制度

★許可制

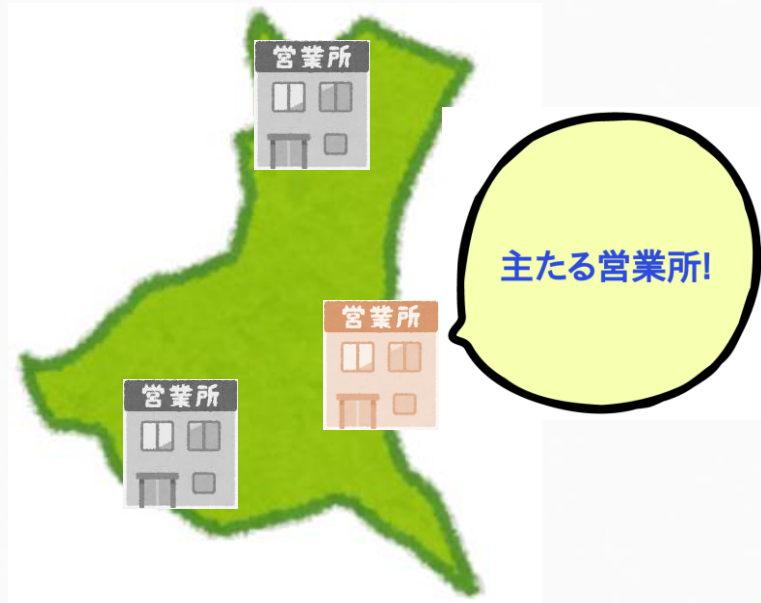
特定金属類の適正な取引を促進するため、特定金属類取扱業については許可制としています。

行商のみ（営業所が県外で県内で行商をする方も含む）をする場合も許可が必要になります。

★更新制

特定金属類取扱業者のより一層の資質の向上と信頼性の確保を図るため、5年ごとに許可の更新をする必要があります。

★許可単位

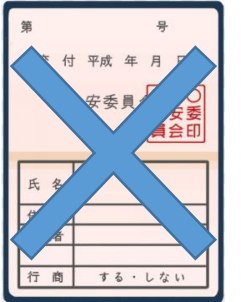


県内に複数の営業所がある場合でも
事業者ごとに1つの許可（主たる営業所）
 を取得して営業することになります。

(6) 許可証と行商の証明書等

★許可証

公安委員会から許可証自体の発行はありません。
 （許可証は廃止になります。）



★行商の証明書

公安委員会から行商の証明書の発行はありません。

業者自身が行商の証明書を作成することになります。また、行商をする従業者全員に行商の証明書を携帯させなければなりません。

特定金属類取扱業行商の証明書	
特定金属類取扱業者の氏名又は名称	
写真 (30mm×24mm)	営業所の名称
	営業所の所在地
	従業者の氏名
許可番号	茨城県公安委員会 第 号

★標識

業者自身が標識を作成することになります。

標識は縦横60cm以上のサイズが必要になり、公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。

営業所の外壁に貼ることで営業所の外からでも許可業者であることが分かるようになります。

特定金属類取扱業の許可に関する標識	
氏名又は名称	
住所	
代表者の氏名	
許可番号	茨城県公安委員会 第 号
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
営業所の名称	

茨城県特定金属類取扱業に関する条例【令和6年茨城県条例第70号】 令和7年4月1日施行

(7) 特定金属類取扱業者の営業に関する遵守事項

★取引相手の本人確認

- ・特定金属類の買受け時に、取引相手に身分証明書の提示を求めるなど、確実な本人確認をしなければなりません。

★本人確認記録の作成（写しの保存）

- ・本人確認記録の作成として、取引相手の身分証明書等の写しを3年間、営業所に備え付けなければなりません。
- ・特定金属類取扱業者が特定金属類を引き取る際に取引相手の確認を確実に行ったことを裏付ける重要な資料となります。

★取引の記録の作成・備え付け等

- ・特定金属類を取引した際には、その取引内容（取引の年月日、特定金属類の品目及び数量、特徴、取引相手、確認の方法等）を帳簿等に記録・作成し、3年間営業所に備え付けなければなりません。

★行商の証明書の作成・携帯

- ・特定金属類取扱業者が行商をする場合、公安委員会規則で定める様式に従って行商証明書を作成しなければなりません。
- ・行商をする（従業者等に行商をさせる）際には、行商証明書を携帯しなければ（させなければ）なりません。
- ・取引の相手から証明書を求められた際には、行商証明書を提示しなければなりません。

★標識の掲示

- ・営業所において公衆の見やすい場所に標識（公安委員会規則で定める様式）を掲示しなければなりません。
- ・自社ウェブサイト有している場合、ウェブサイト上に氏名又は名称、許可番号等を表示しなければなりません。

★盗難品の疑いがある特定金属類の申告

- ・買受け時、特定金属類に盗難の疑いがある場合には、直ちに警察官に申告をしなければなりません。

★変更・廃止等の届出

- ・許可の申請内容に変更があった場合、又は、営業を廃止等した場合には届出をしなければなりません。

★営業の制限

- ・営業所又は取引相手の住所若しくは居所以外の場所で、特定金属類取扱業者以外の者から特定金属類を受け取ってはなりません。

(8) 公安委員会による監督事項

★報告徴収・立入検査

- ・必要な報告または資料等の提出を求められます。
- ・必要により警察職員が営業所等への立入り検査を実施します。

★指示・営業停止等

- ・条例に違反した場合、行政処分（指示、営業停止、許可取消し）の対象となります。

(9) 罰則

【主な罰則】

罰則	違反行為
1年以下の拘禁刑 又は 100万円以下の罰金	無許可営業
	営業停止命令違反 等
6月以下の拘禁刑 又は 30万円以下の罰金	本人確認義務違反
	本人確認記録の作成義務違反（写しの保存義務） 【新設】
	取引記録の作成義務、虚偽記載違反 等